

平成30年2月文京区議会定例議会追加提案事項

【平成30年2月8日】

1 文京区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（文京区例規集第1巻1510頁）

(1) 提案理由 報酬の額を改定するため、提案する。

(2) 改正内容（別表）

ア 選挙管理委員会委員長及び識見監査委員

月額289,700円 → 290,000円（300円）

イ 教育委員会教育長職務代理者及び選挙管理委員会委員長職務代理者

月額250,700円 → 251,000円（300円）

ウ 教育委員会委員及び選挙管理委員会委員

月額231,200円 → 231,500円（300円）

エ 議員選出監査委員

月額144,800円 → 144,900円（100円）

(3) 施行期日 平成30年4月1日

2 文京区基金条例の一部を改正する条例（文京区例規集第1巻1926頁）

(1) 提案理由 子ども宅食プロジェクト基金を設置するため、提案する。

(2) 改正内容 子ども宅食プロジェクト事業の運営に資するための基金を新設する。（別表）

(3) 施行期日 公布の日

3 文京区職員定数条例の一部を改正する条例（文京区例規集第1巻711頁）

(1) 提案理由 職員配置の見直しに伴い、職員の定数を改めるため、提案する。

(2) 改正内容（第2条第1項）

ア 区長の事務部局の職員 1,450人 → 1,453人（3人増）

イ 議会の事務部局の職員 10人 → 10人（増減なし）

ウ 教育委員会の事務部局の職員 184人 → 184人（増減なし）

エ 教育委員会の所管に属する学校の職員 158人 → 158人（増減なし）

オ 選挙管理委員会の事務部局の職員 7人 → 7人（増減なし）

カ 監査委員の事務部局の職員 6人 → 6人（増減なし）

合計 1,815人 → 1,818人（3人増）

(3) 施行期日 平成30年4月1日

4 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（第1巻1257頁）

(1) 提案理由 特別区人事委員会の勧告に伴い、人事・給与制度を改めるため、提案する。

(2) 主な改正内容

ア 人事・給与制度の見直しに伴う給料表の改定及び等級別基準職務表の改正（別表第1から別表第3まで）

(ア) 現1級から現3級までの職務の級を廃止し、新1級（係員）及び新2級（主任）を設置する。

(イ) 現4級（係長）及び現5級（総括係長）に対応する職務の級として、新3級（係長）及び新4級（課長補佐）を設置する。

(ウ) 現6級（課長）及び現7級（統括課長）を統合し、新5級（課長）を設置する。

(エ) 現8級（部長）に対応する職務の級として、新6級（部長）を設置する。

イ 扶養手当の支給額等の改定

区分		平成29年度 (現行)	平成30年度 (特例)	平成31年度 (改定後)
配偶者		13,700円	10,000円	6,000円
子	特定期間 ^{※2} にない者	6,000円	7,500円	9,000円
	特定期間に ある者	10,000円	11,500円	13,000円
欠配 一子 ^{※1}	特定期間に ない者	13,700円	10,000円 ^{※3}	9,000円 ^{※3}
	特定期間に ある者	13,700円	11,500円	13,000円

※1 「欠配一子」とは、職員に配偶者がいない場合における扶養親族である子のうち一人をいう。

※2 「特定期間」とは、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間をいう。

※3 平成30年3月31日において、欠配一子を扶養することにより扶養手当の支給を受けていた職員（当該職員が欠配一子以外の子に係る扶養手当を受けている場合を除く。）が、平成30年4月1日以後も引き続き特定期間のない欠配一子を扶養することにより扶養手当を受ける場合の扶養手当の支給額は、上記の表にかかわらず、次のとおりとする。

・ 平成30年度 11,500円

・ 平成31年度から平成35年度まで 13,000円

ウ その他規定の整備

(3) 施行期日 平成30年4月1日

5 文京区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 特別区人事委員会の勧告により人事・給与制度を改正することに伴い、職務の級を改めるため、提案する。
- (2) 改正する条例
 - ア 文京区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（第1巻1516頁）（別表第2）
 - イ 文京区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（第1巻1519頁）（第4条第2項）
 - ウ 文京区選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例（第1巻1521頁）（第3条第2項）
 - エ 職員の旅費に関する条例（第1巻1799頁）（第32条及び第33条）
 - オ 審理、喚問、聴問等に出頭した者及び公聴会に参加した者の費用弁償に関する条例（第1巻1525頁）（第3条第2項）
- (3) 改正内容
各条例において引用する職務の級について、「8級」を「6級」に、「6級」を「5級」に、「5級」を「4級」に、「4級」を「3級」に改める。
- (4) 施行期日 平成30年4月1日

6 公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例（文京区例規集第1巻999頁）

- (1) 提案理由 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）の規定に基づき職員を派遣することができる団体を追加するため、提案する。
- (2) 改正内容 職員を派遣することができる団体に、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会を加える。（第2条第1項）
- (3) 施行期日 平成30年4月1日

7 文京区住宅宿泊事業の運営に関する条例（新規制定）

- (1) 提案理由 文京区における住宅宿泊事業に関する基本的事項を定めるため、提案する。
- (2) 主な内容
 - ア 目的及び定義
 - イ 区、区民、住宅宿泊事業者及び住宅宿泊管理業者並びに宿泊者の責務
 - ウ 住宅宿泊事業の実施の制限
 - ・ 制限区域 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第18条の規定により住宅宿泊事業の実施を制限する区域（以下「制限区域」という。）は、次に掲げるとおりとする。
 - (7) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準工業地域
 - (1) 東京都文教地区建築条例（昭和25年東京都条例第88号）に規定する第一種文教地区及び第二種文教地区
 - ・ 制限期間 制限区域においては、日曜日の正午から金曜日の正午までは住宅宿泊事業を行うことができない。
 - エ 近隣住民への周知等
 - オ 届出住宅の公表
 - カ 廃棄物の適正処理
 - キ 苦情の対応記録
 - ク 土地又は住宅提供者等の責務
- (3) 施行期日 平成30年6月15日。ただし、エ及びクについては、公布の日

8 文京区立体育館条例の一部を改正する条例（文京区例規集第3巻5000頁）

(1) 提案理由 文京スポーツセンターの施設を新設するほか、規定を整備するため、提案する。

(2) 改正内容

ア スポーツ多目的室の新設（別表第1）

貸切り利用料金の限度額

単位別 種別	午前	午後Ⅰ	午後Ⅱ	夜間	全日
スポーツ 多目的室	2,900円	2,900円	2,900円	3,400円	10,100円

イ 更衣箱及びヘアードライヤーの利用料金に係る規定の整備（第11条第3項、別表第4備考）

(3) 施行期日 平成30年7月1日

9 文京区立障害者福祉施設条例の一部を改正する条例（文京区例規集第3巻5076頁）

(1) 提案理由 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部改正に伴い、規定を整備するため、提案する。

(2) 改正内容

児童福祉法の一部改正に伴う引用条文の整備（第6条第2項）

「第6条の2の2第8項」→「第6条の2の2第9項」

(3) 施行期日 平成30年4月1日

10 文京区特定優良賃貸住宅型区民住宅条例の一部を改正する条例（文京区例規集第3巻5416頁）

(1) 提案理由 本郷五丁目特定優良賃貸住宅型区民住宅及び本郷一丁目特定優良賃貸住宅型区民住宅を廃止するとともに、本郷一丁目第二特定優良賃貸住宅型区民住宅の戸数を変更するため、提案する。

(2) 改正内容（別表）

ア 廃止

(7) 本郷五丁目特定優良賃貸住宅型区民住宅（6戸）

(1) 本郷一丁目特定優良賃貸住宅型区民住宅（26戸）

イ 戸数の変更

本郷一丁目第二特定優良賃貸住宅型区民住宅の戸数 13戸 → 11戸（2戸減）

(3) 施行期日 平成30年4月1日。ただし、(2)ア(1)については、平成30年6月1日

11 文京区立住宅条例の一部を改正する条例（文京区例規集第3巻5370頁）

(1) 提案理由 区立根津一丁目住宅の戸数を変更するため、提案する。

(2) 改正内容 区立根津一丁目住宅の戸数 15戸 → 13戸（2戸減）

(3) 施行期日 平成30年4月1日

12 文京区中高層階住居専用地区建築条例の一部を改正する条例（文京区例規集第3巻6105頁）

- (1) 提案理由 建築基準法（昭和25年法律第201号）及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の一部改正に伴い、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容
 - ア 建築基準法の一部改正に伴う引用条文の整備（別表）
「別表第2(ち)項第3号及び第4号」→「別表第2(り)項第2号及び第3号」
 - イ 建築基準法施行令の一部改正に伴う引用条文の整備（第4条）
「第136条の2の4第1項第2号」→「第136条の2の5第1項第2号」
- (3) 施行期日 平成30年4月1日

13 文京区建設事務手数料条例の一部を改正する条例（文京区例規集第2巻2479頁）

- (1) 提案理由 建築基準法（昭和25年法律第201号）の一部改正に伴い、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容
建築基準法の一部改正に伴う引用条文の整備（別表第一30の項）
「又は第13項ただし書」→「、第13項ただし書又は第14項ただし書」
- (3) 施行期日 平成30年4月1日

14 文京区立公園条例の一部を改正する条例（文京区例規集第3巻5686頁）

- (1) 提案理由 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）の一部改正に伴い、運動施設の敷地面積の基準を定めるほか、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容
 - ア 都市公園法施行令において定められていた運動施設の敷地面積の基準について、地方分権改革による義務付け・枠付けの見直しに伴い、一の公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該公園の敷地面積に対する割合の基準を100分の50を超えてはならないものとする。
 - イ その他規定の整備
- (3) 施行期日 公布の日

15 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（第3巻6540頁）

(1) 提案理由 特別区人事委員会の勧告に伴い、幼稚園教育職員の扶養手当制度を改めるため、提案する。

(2) 改正内容

ア 扶養手当の支給額等の改定

区分		平成29年度 (現行)	平成30年度 (特例)	平成31年度 (改定後)
配偶者		13,700円	10,000円	6,000円
子	特定期間 ^{※2} にない者	6,000円	7,500円	9,000円
	特定期間 にある者	10,000円	11,500円	13,000円
欠配 一子 ^{※1}	特定期間 にない者	13,700円	10,000円 ^{※3}	9,000円 ^{※3}
	特定期間 にある者	13,700円	11,500円	13,000円

※1 「欠配一子」とは、職員に配偶者がいない場合における扶養親族である子のうち一人をいう。

※2 「特定期間」とは、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間をいう。

※3 平成30年3月31日において、欠配一子を扶養することにより扶養手当の支給を受けていた職員（当該職員が欠配一子以外の子に係る扶養手当を受けている場合を除く。）が、平成30年4月1日以後も引き続き特定期間にない欠配一子を扶養することにより扶養手当を受ける場合の扶養手当の支給額は、上記の表にかかわらず、次のとおりとする。

- ・ 平成30年度 11,500円
- ・ 平成31年度から平成35年度まで 13,000円

イ 扶養手当の改定等に伴う規定の整備

(3) 施行期日 平成30年4月1日

16 文京区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（文京区例規集第2巻2959頁）

(1) 提案理由 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）の一部改正に伴い、規定を整備するため、提案する。

(2) 改正内容

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴う引用条文の整備（第15条第1項第2号）

「同条第9項」 → 「同条第11項」

(3) 施行期日 平成30年4月1日

17 文京区青少年プラザ条例の一部を改正する条例（文京区例規集第3巻5097頁）

- (1) 提案理由 青少年プラザの中高生に係る施設及び附帯設備の使用料を無料とするため、提案する。
- (2) 改正内容 中高生に係る施設及び附帯設備の使用料を無料とする。
- (3) 施行期日等
 - ア 施行期日 公布の日
 - イ 経過措置 平成30年4月1日以後の使用分から適用する。

18 お茶の水橋補修補強工事に係る費用負担に関する協定

- (1) 協定の目的 お茶の水橋補修補強工事
- (2) 協定金額 金13億3,775万円
- (3) 協定の相手方 東京都千代田区九段南一丁目2番1号
千代田区
代表者 千代田区長 石川雅己

【参考】

- | | | | | |
|-------|--------|------|--------|-------|
| 支出科目等 | 平成29年度 | 一般会計 | 土木費 | 道路橋梁費 |
| | 平成30年度 | | 債務負担行為 | |
| | 平成31年度 | | 債務負担行為 | |

19 東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

- (1) 提案理由 東京都後期高齢者医療広域連合の経費の支弁の方法を変更するため、規約の一部を変更する必要があるので、提案する。
- (2) 変更内容
平成30年度及び平成31年度における後期高齢者医療の保険料について、保険料の軽減に係る経費を区の一般財源から負担金として支弁することとするため、規約の附則を改める。
 - ・負担する経費
 - ア 審査支払手数料相当額
 - イ 財政安定化基金拠出金相当額
 - ウ 保険料未収金補填分相当額
 - エ 保険料所得割額減額分相当額
 - オ 葬祭費相当額
- (3) 変更時期 平成30年4月1日

20 平成29年度文京区一般会計補正予算

21 平成29年度文京区国民健康保険特別会計補正予算

22 平成29年度文京区介護保険特別会計補正予算

23 平成29年度文京区後期高齢者医療特別会計補正予算